

## 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について（概要）

### 1. 改正の趣旨

- 貨物自動車への荷の積み込み及び貨物自動車からの荷の積卸し作業（以下「荷役作業」という。）には、貨物自動車の荷台からの転落・墜落や、崩れた荷の下敷きになる等の労働災害発生の危険性があることから、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）において、荷役作業に係る労働災害を防止するため、事業者に対し、一定の要件を満たす貨物自動車において荷役作業を行わせる際に昇降設備を設置することや、荷役作業に従事する労働者に対し保護帽を着用させること等を義務付けている。
- しかしながら、陸上貨物運送事業における労働災害の発生件数は増加傾向にあり、特に荷役作業に係る労働災害が多発している。このような状況を踏まえ、今般、陸上貨物運送事業労働災害防止協会において「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」が開催され、令和4年8月26日に報告書が取りまとめられた。
- 本省令案は、当該報告書を踏まえ、荷役作業に従事する労働者の安全確保のため、所要の改正を行うものである。

### 2. 改正の概要

#### （1）テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化（安衛則第36条第5号の4（新設））

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要がある。

しかし、労働者がテールゲートリフターの危険性を十分に認識していないことによる労働災害が一定程度発生しており、事業者が任意で実施するテールゲートリフターの取扱いについての教育内容も不十分なものが多い。

したがって、テールゲートリフターを操作して荷役作業を行う労働者に対する教育を充実させるため、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）を労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として規定する。

#### （2）運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外（安衛則第151条の11）

荷役作業は貨物自動車の運転者が行う場合が多く、そのような場合にはテールゲートリフターの操作も運転者が行うことになる。多くの場合、テールゲートリフターの操作に当たっては、運転者が運転席から離れる必要があるところ、現行の規制では、運転者が運転席を離れるときは原動機を止めなければならないこととされている。

しかし、テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を義務付け、原動機の停止義務については適用除外とすることとする。

また、テールゲートリフターの収納位置は必ずしも最低降下位置ではないため、運転位置からの離席時に荷役装置を最低降下位置に置くこととしている第1項第1号の規定についても、テールゲートリフターを適用除外とする。

**(3) 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大(安衛則第151条の67及び第151条の74)**

現行の安衛則では、事業者に対し、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び当該貨物自動車において荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているが、令和2年度における貨物自動車からの転落・墜落災害の約4割は、当該措置義務対象の範囲外である最大積載量5トン未満の貨物自動車で発生している。

この状況を踏まえ、昇降設備の設置義務及び当該貨物自動車において荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大する等の改正を行う。

**(4) その他所要の改正を行う。**

**3. 根拠条項**

- 安衛法第27条第1項及び第59条第3項

**4. 施行期日等**

- 公布日：令和5年3月下旬(予定)
- 施行期日：令和5年10月1日